

平成16年(行ウ)第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被 告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

準備書面 2

2005(平成17)年9月21日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大木 一俊

同 同 米田 軍

同 同 山口 益弘

同 同 若狭 昌穂

同 同 須藤 博

上記須藤博復訴訟代理人 同 針谷 好

第1 求釈明

- 1 宇都宮市は、湯西川ダム事業に参加することにより、0.30 m³/s のダム使用権の設定を受けることになるとの引き換えに、約92億円もの対価を負担することになる。
- 2 よって、以下の事項を明らかにされたい。
 - (1) 湯西川ダム事業に参加するに当たって、どのような検討を行なったのか、明らかにされたい。

- (2) 湯西川ダムによって、0.30m³/S もの水を必要とする理由を明らかにされたい。
- (3) 湯西川ダム事業に参加することによって、支出することになる予定の費用は直接の対価である約96億円の外、水特法に基づく負担金及び基金事業の負担金等直接の負担金、並びに、取水、導水、浄水、配水等の関連施設整備にかかる費用が必要となるが、これらを併せてどの程度の額になるのか明らかにされたい。
- (4) 上記(3)の費用については、その財源及び支払い方法をどのようにする予定なのか、その検討経過とともに明らかにされたい。